
第Ⅴ部

清掃事業

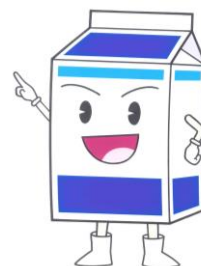
市の鳥 カワセミ



平成2年3月1日制定

清らかな河川を好むカワセミは、山紫水明の地宇治の自然環境を何時までも守っていこうという願いを込めて制定されました。

第V部 清掃事業



第1章 清掃事業のあらまし

1 清掃事業のあゆみ（令和3年度まで）

表 5-1-1 清掃事業のあゆみ

宇治市リサイクル推進キャラクター「バックン」

① 収集方法・収集日など	
昭和 26年 頃	不定期収集の実施
38年 4月	ごみの分別収集（もえるごみ・もえないごみ）実施
43年 8月	もえるごみの週1回曜日収集実施
50年 4月	もえないごみ収集を20日間隔に短縮
8月	古紙回収事業実施
52年 12月	もえるごみの週2回（定点）収集実施、午前・午後の収集時間を設定
54年 7月	もえないごみの月2回（定点）収集実施
56年 6月	古紙回収事業の一部定期化（水・木・金専用車で回収） 溝土回収の定期化（木・金） もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
59年 9月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
11月	筒型乾電池の週1回収集を実施
60年 12月	年末特別収集開始（全市年末3～4日毎日収集）
61年 8月	リサイクル事業（びん・缶収集）の試行開始（約670世帯）
平成元年 6月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
2年 4月	もえないごみの月3回（定点）収集実施
3年 11月	紙パック収集（リサイクル事業）試行実施
5年 9月	土曜閉庁に伴う収集の見直し（曜日変更・時間変更）を実施
6年 4月	もえないごみ週1回収集を実施
6月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業を実施
7年 6月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象にボカシ容器を追加
9年 4月	容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックの分別収集を開始、市内一部地域で可燃ごみ収集日程変更
10年 10月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
11年 4月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
13年 4月	発泡トレイ類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始 家電リサイクル法本格施行、廃家電4品目の引取義務外品のみ収集実施
11月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
14年 1月	古紙回収事業拡充開始
11月	ごみ定点管理支援事業（ごみネット・掃除用具配布）

平成 15 年	3 月	不法投棄監視カメラ設置	
	4 月	廃食油回収支援事業を実施	
	10 月	メーカー等不存在廃パソコン収集実施	
16 年	4 月	古紙類はもえるごみとして収集せずに、すべてを古紙回収の対象とする	
	11 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
18 年	4 月	ノンステップ収集の試行実施	
20 年	11 月	山間地区のもえるごみ週 2 回収実施	
21 年	3 月	ごみ定点管理支援事業（ごみネット・啓発ラベルシート配布）	
	4 月	ふれあい収集の試行実施 家電リサイクル法施行令改正、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の収集実施	
22 年	4 月	ふれあい収集の本格実施	
	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
24 年	3 月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集施行実施（市内 10 箇所 で拠点回収）	
	6 月	指定ごみ袋制度試行実施	
	10 月	指定ごみ袋制度完全導入	
25 年	2 月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所を 2 箇所追加（開地域福祉センター、ゆめりあうじ）（計 12 箇所）	
	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
26 年	1 月	小型家電の拠点回収を実施（市内 12 箇所）	
27 年	1 月	プラマーク分別収集を実施	
28 年	10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施	
30 年	3 月	施設の廃止に伴い、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集 及び小型家電の拠点回収箇所が 1 箇所減少（宇治公民館）（計 11 箇所） 生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の廃止	
令和元年	8 月	海外リユース（衣類、はきもの、かばん、服飾雑貨等の拠点回収）を市 役所にて実施	
	2 年	4 月	産後ケアふれあい収集の実施 もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
		7 月	海外リユースの拠点回収箇所を 1 箇所追加（木幡公民館）（計 2 箇所）
	4 年	2 月	海外リユースの拠点回収箇所を 1 箇所追加（京都中央信用金庫木幡支店内） （計 3 箇所）

② 収集体制	
昭和 26 年 頃	リアカー・馬車などを使って収集実施
31 年 1 月	自動車（三輪）によるごみ収集実施
36 年	機械式積込車を導入
43 年 8 月	もえないごみの月 1 回収集を業者委託とする
56 年 6 月	もえるごみ全車を長谷山清掃工場に直接搬入する（天神ごみ中継所閉鎖）
61 年 4 月	折居清掃工場完成に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
平成元年 6 月	収集体制の見直しを実施
5 年 9 月	土曜閉庁に伴う収集体制の見直しを実施
6 年 3 月	溝土回収業務を業者委託とする

9年 4月	資源ごみ分別収集の全市実施に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
11年 10月	CNG塵芥車（天然ガス車）を導入
13年 4月	廃家電4品目の引取義務外品のみ収集を業者委託とする
15年 10月	メーカー等不存在廃棄パソコン収集を業者委託とする
20年 4月	廃家電4品目の引取義務外品等の収集を直営収集とする
9月	もえるごみ(筒型廃乾電池を含む)及び缶収集の一部を業者委託とする
22年 9月	ハイブリッド塵芥車を導入
24年 7月	死獣収集の一部を業者委託とする
27年 1月	古紙回収(直営)を業者委託とする
令和2年 4月	事業系ごみ(直営)の収集を廃止

③ ごみ収集手数料	
昭和53年 4月	事業系ごみの改定(以降、昭和61、平成3、10、15、30年4月改定) 死獣処理の改定(以降、昭和59、平成10、15、30年4月改定)
平成15年 4月	家庭系臨時ごみの改定(以降、平成30年4月改定)
30年 4月	廃家電4品目、廃パソコンの改定
令和2年 4月	事業系ごみのごみ収集手数料を廃止

④ 主な法令・計画など	
昭和29年 7月	汚物清掃法廃止、清掃法施行
12月	宇治市清掃条例施行
45年 12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」公布
46年 9月	清掃法廃止、「廃棄物処理法」施行
47年 4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
49年 4月	市内全域を計画処理区域に指定
51年 7月	宇治市環境保全条例施行
平成3年 4月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4年 9月	宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
7年 6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 「容器包装リサイクル法」公布
8年 6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
9月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第1期分)を策定
10年 6月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布
11年 7月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画(第2期分)を策定
12年 5月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設資材リサイクル法」公布 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布
6月	循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布

14年 7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布 「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第3期分）を策定
17年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第4期分）を策定
19年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第5期分）を策定
21年 3月	宇治市第2次ごみ処理基本計画を策定(改定)
22年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第6期分）を策定
25年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第7期分）を策定
26年 3月	宇治市生活排水処理基本計画を策定
28年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第8期分）を策定
31年 3月	宇治市第3次ごみ処理基本計画を策定（改定）
令和元年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第9期分）を策定

⑤ 機構	
昭和 26年 3月	市制施行、衛生課として発足
27年 4月	衛生課と民生課を統合、厚生課となる
46年 10月	清掃課となる
58年 7月	清掃事務所（庶務課、事業課）となる
平成 5年 4月	環境事業所（庶務課、事業課）となる
9年 4月	事業課を2係（業務係・ごみ減量推進係）とする
10年 4月	環境保全部門・清掃部門を統合し、環境政策室（環境企画課・事業課・ごみ減量推進課）とし、清掃部門は事業課を1係（業務係）、ごみ減量推進課を2係（庶務係・ごみ減量推進係）とする
19年 4月	事業課を2係（業務係・再資源化係）、ごみ減量推進課を1係（ごみ減量推進係）とする
25年 4月	事業課を2係（業務係・ふれあい啓発係）とする
26年 4月	事業課とごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課とし、3係（再資源・計画係、業務係、ふれあい啓発係）とする

⑥ 施設など（城南衛生管理組合 他）	
昭和 31年 1月	宇治天神に焼却場建設
35年 10月	宇治天神の自然通風式焼却炉の処理能力を10t/日から18t/日に増設
39年 8月	し尿処理組合沢清掃工場（加温消化式、100k1/日）完成
43年 7月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場（50t/8h）完成 宇治天神焼却場閉鎖，中継所に改造（中継運搬機材導入）
44年 4月	林道立場線（搬入道路）完成
45年 8月	城南衛生管理組合沢清掃工場増設計画発表
46年 3月	城南衛生管理組合沢清掃工場（湿式酸化方式）増設工事着工
11月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47年 9月	城南衛生管理組合沢清掃工場（400k1/日）増設工事完成
48年 6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設
49年 5月	宇治市金井戸埋立処分地開設
51年 3月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築計画発表
53年 3月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地排水処理施設完成

5月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖
6月	財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設 城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築工事着工
55年 3月	宇治市金井戸埋立処分地閉鎖 城南衛生管理組合長谷山清掃工場（連続燃焼式焼却炉、200t/24h）改築工事完成
5月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110kl/日）建設工事着工
57年 12月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110kl/日）完成
58年 6月	城南衛生管理組合第2清掃工場（折居清掃工場）建設工事着工
59年 4月	宇治市斎場完成、死獣を動物専用炉で火葬する。
60年 6月	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設建設工事着工
61年 3月	城南衛生管理組合折居清掃工場（115t/24h×2基）完成 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設（100t/5h）完成
平成4年 8月	城南衛生管理組合大阪湾センター（フェニックス）へ処分委託開始
5年 3月	五ヶ庄西川原に古紙類のストックヤードを建設
6年 8月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事着工
7年 4月	城南衛生管理組合 フロン回収事業を開始
9月	財団法人宇治廃棄物処理公社第3期処分地竣工
9年 2月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場更新工事（115kl/日）完成
11年 1月	城南衛生管理組合リサイクルプラザ（43t/5h）運転開始
13年 3月	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設
4月	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設、奥山リユースセンターに名称変更
14年 3月	奥山埋立処分地の埋立て完了
15年 10月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場更新工事着工
16年 10月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場の運転停止
17年 4月	城南衛生管理組合沢第1清掃工場がクリーンピア沢に名称変更
18年 5月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖
9月	城南衛生管理組合クリーン21長谷山（120t/24h×2基）運転開始 城南衛生管理組合リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変更
23年 4月	城南衛生管理組合クリーン21長谷山が灰溶融炉の稼働を停止
24年 7月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター更新工事着工
25年 4月	一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ移行
27年 3月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター閉鎖
4月	城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設60t/日、プラスチック製容器包装資源化施設17t/日）27年1月～3月の試運転を経て運転開始
12月	城南衛生管理組合新折居清掃工場建設工事着工
30年 4月	城南衛生管理組合折居清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーンパーク折居（57.5t/24h×2炉）29年11月～30年3月の試運転を経て運転開始

⑦ その他（し尿処理・料金改定など）	
昭和30年 2月	し尿のくみとり制実施
39年 11月	し尿処理手数料を制定（以降、昭和45年4月、50年4月、53年4月、56年4月、59年4月、平成8年4月に改定）
32年 7月	宇治市環境衛生連合会発足

37年 7月	宇治市外4町し尿処理組合設立
39年 11月	宇治市外4町し尿処理組合を城南衛生管理組合と名称変更
45年 4月	し尿収集を許可制から委託制に切替える
52年 7月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立
10月	宇治市清掃問題懇談会発足
56年 4月	城南衛生管理組合に井手町加入（3市3町構成となる）
61年 8月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
平成元年 11月	リサイクル事業（缶・びん）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼
4年 11月	宇治市ごみ減量化促進協議会を設置
5年 2月	コンポストモニター制度実施
6年 11月	宇治市ごみ減量化促進協議会が「ごみ減量と資源化方策」を市長に提言する
7年 10月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
8年 3月	宇治市ごみ減量化推進協議会を設置
4月	家庭系し尿処理手数料について、人頭制から世帯制へ改定 リサイクル事業（缶）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼 紙パックの選別業務等を社会福祉法人宇治共同作業所・同胞の家に依頼
9年 12月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し（排出先確認の導入）
10年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
11月	宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置
13年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し （排出先確認の廃止、市販マニフェスト採用等）
14年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社祝日開場の開始
15年 4月	城南衛生管理組合ごみ処理手数料改定 財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
19年 4月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定（非飛散性アスベスト料金追加）
20年 8月	同胞の家の紙パック選別業務等を特定非営利法人こもれびに依頼
27年 1月	リサイクル事業（缶）の選別業務等を社会福祉法人宇治東福社会に依頼
4月	一般財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定

2 啓発事業

(1) 環境教育等

地球環境への負荷を低減するために、循環型社会の形成に向けての取り組みとして未来の社会を担う子供たち等を対象に環境教育を行っています。

ア 環境教育

保育園児・幼稚園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居を通して学んでもらい、小学校4年生には社会科の授業の一環として、ごみ問題の現状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別収集の重要性についての理解を深めてもらっています。収集作業の実演や塵芥収集車の構造学習等を通じて、子供たちに環境問題をより身近に感じてもらえるよう工夫しています。また、平成30年度から中学生を対象に加えています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、いくつかの学校と園で事業を中止しましたが、令和3年度は、感染対策の徹底等の効果もあり、徐々に平常時に戻りつつあります。

表 5-1-2 環境教育実施状況

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
保育所・幼稚園	30園	36園	34園	23園	27園
小学校	21校	21校	21校	16校	19校
中学校		2校	3校	1校	3校



幼稚園での環境教育



小学校での環境教育



中学校での環境教育

イ 出前講座

ごみ減量やりサイクルの大切さを伝えるため、随時、町内会・自治会等の要望に応じて、ごみの分別方法等についての説明会を行っています。



出前講座の様子

(2) ごみ収集カレンダーの配布

過去に実施した市民アンケート等で要望の多かった「ごみ収集カレンダー」を作成し、町内会等を通じて各世帯に配布しました。「ごみ収集カレンダー」はごみの収集日程をカレンダー形式で記載しており、排出日の誤りを減少させる効果が期待できます。



ごみ収集カレンダー

3 安全衛生

清掃事業を円滑に運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康管理に留意することが不可欠です。本市においては、労働安全衛生法に基づき宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年7月17日公布)を定め、昭和62年7月30日に安全衛生委員会を設置し、市職員の安全及び衛生の確保に係る諸課題に取り組んでいます。

(1) 安全衛生委員会環境政策小委員会メンバー

行政代表委員	5名
労働組合代表委員	5名
安全管理者	1名
衛生管理者	2名

(2) 安全対策

ア 作業上の事故防止及び安全に関する指導・研修

- (ア) 始業前口頭伝達
- (イ) 始業前のストレッチ体操の実施
- (ウ) 塵芥車等に救急薬品を常備
- (エ) 研修

イ 小委員会での活動内容

- (ア) 作業の安全性向上について(調査・研究・職場巡視)
- (イ) 安全衛生教育について
- (ウ) 健康診断について
- (エ) 事故の原因調査及び再発防止対策について
- (オ) 職員の健康保持増進対策について

ウ 今までの実績

- (ア) 職場アンケート調査に基づく職場環境の改善
- (イ) 安全作業・安全運転の手引書(作業マニュアル)作成
- (ウ) 感染症防止について関係医療機関に協力を要請

4 宇治市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量等に関する事項の審議機関として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成10年11月に「宇治市廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。知識経験者、市民の代表者、事業者の代表者等を審議会委員に委嘱しています。

5 財政

(1) 清掃事業費当初予算

ア 歳出

表 5-1-3 清掃事業当初予算（歳出）

（単位：円）

目	節	令和元年度	2年度	3年度
清掃総務費	報酬	283,000	142,000	142,000
	給料	360,489,000	357,202,000	360,973,000
	職員手当等	253,916,000	255,053,000	257,401,000
	共済費	128,890,000	133,555,000	132,022,000
	旅費	41,000	28,000	27,000
	委託料	279,000	96,000	99,000
	負担金補助及び交付金	121,000	121,000	121,000
	（小計）	744,019,000	746,197,000	750,785,000
塵芥処理費	賃金	2,133,000	0	0
	報酬	0	2,263,000	2,190,000
	報償費	42,140,000	39,500,000	38,500,000
	旅費	79,000	64,000	64,000
	需用費	26,155,000	26,169,000	25,173,000
	役務費	1,037,000	1,479,000	1,583,000
	委託料	340,085,000	342,051,000	360,082,000
	使用料及び賃借料	57,000	34,000	12,000
	原材料費	44,000	44,000	44,000
	備品購入費	59,000	300,000	27,600,000
	負担金補助及び交付金	1,259,459,000	1,279,894,000	1,387,152,000
	（小計）	1,671,248,000	1,691,798,000	1,842,400,000
し尿処理費	負担金補助及び交付金	314,027,000	282,588,000	270,171,000
	（小計）	314,027,000	282,588,000	270,171,000
合計		2,729,294,000	2,720,583,000	2,863,356,000
一般会計予算額		62,700,000,000	62,700,000,000	64,140,000,000

イ 歳入

表 5-1-4 清掃事業当初予算（歳入）

（単位：円）

項	目	令和元年度	2年度	3年度
手数料	衛生手数料	22,024,000	8,586,000	8,276,000
雑入	雑入	3,267,000	2,098,000	294,000
合計		25,291,000	10,684,000	8,570,000

(2) 清掃事業費決算額

ア 歳出

表 5-1-5 清掃事業費決算額（歳出）

（単位：円）

目	節	令和元年度	2年度	3年度	対前年増減率
清掃 総務費	給料	348,841,944	354,200,317	352,287,212	-0.54%
	職員手当等	250,857,380	256,244,496	251,526,823	-1.84%
	共済費	127,551,544	130,797,522	125,320,863	-4.19%
	旅費	36,490	7,400	10,360	40.00%
	委託料	107,000	70,000	33,000	-52.86%
	負担金補助及び交付金	116,000	116,000	116,000	0.00%
	(小計)	727,510,358	741,435,735	729,294,258	-1.64%
塵芥 処理費	賃金	767,140	0	0	-
	報酬	0	983,065	1,921,674	95.48%
	報償費	36,855,105	31,950,225	26,201,650	-17.99%
	旅費	10,400	21,711	39,763	83.15%
	需用費	25,012,923	26,344,546	26,640,947	1.13%
	役務費	1,356,578	1,618,079	1,387,875	-14.23%
	委託料	339,902,122	337,705,473	355,641,133	5.31%
	使用料及び賃借料	407,387	209,570	286,294	36.61%
	原材料費	43,608	44,000	44,000	0.00%
	備品購入費	538,310	1,962,338	26,959,928	1273.87%
	負担金補助及び交付金	1,184,031,570	1,263,221,840	1,334,066,822	5.61%
(小計)	1,588,925,143	1,664,060,847	1,773,190,086	6.56%	
し尿 処理費	負担金補助及び交付金	295,157,000	271,790,000	254,659,000	-6.30%
	(小計)	295,157,000	271,790,000	254,659,000	-6.30%
合計		2,611,592,501	2,677,286,582	2,757,143,344	2.98%
一般会計決算額		62,976,478,586	86,516,727,078	71,517,485,583	-17.34%

イ 歳入

表 5-1-6 清掃事業費決算額（歳入）

（単位：円）

項	目	令和元年度	2年度	3年度	対前年増減率
手数料	衛生手数料	20,681,530	9,326,360	8,956,550	-3.97%
雑入	雑入	1,261,748	3,189,121	2,225,862	-30.20%
合計		21,943,278	12,515,481	11,182,412	-10.65%

図 5-1-1 令和 3 年度清掃事業費当初予算額

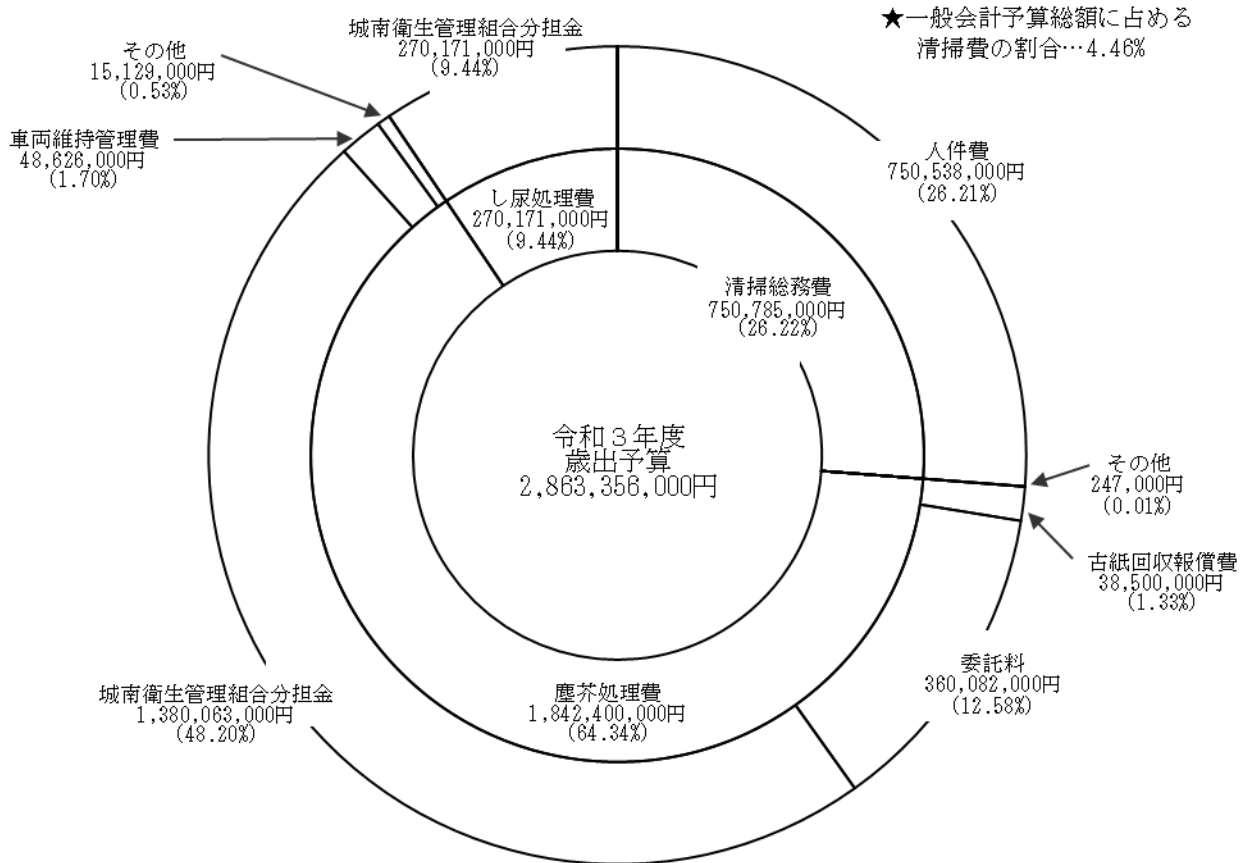
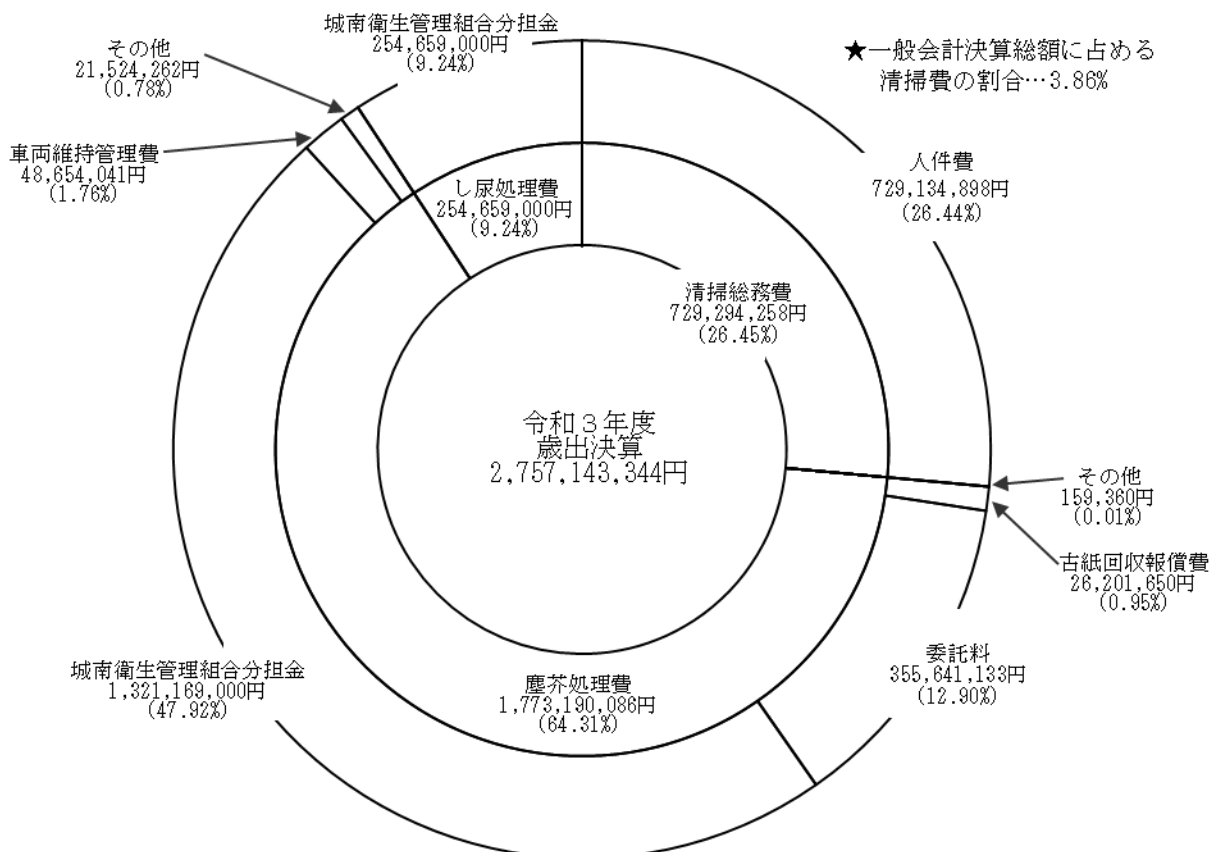


図 5-1-2 令和 3 年度清掃事業費決算額



(3) 令和3年度ごみ処理費用及び原価

ア 経費構成

表 5-1-7 ごみ処理費用経費構成 (単位：円)

収集・運搬部門	1,139,161,304	45.52%	…a
処理・処分部門	1,363,323,040	54.48%	…b
収集処理経費 (a+b)	2,502,484,344	(清掃総務費+塵芥処理費)	…c

イ 収集量 (自己搬入・集団回収を除く)

表 5-1-8 収集量一覧 (単位：t)

可燃物	23,653.47	一般・臨時収集	23,653.47
不燃物	5,774.05	一般収集	5,344.61
		臨時収集	404.20
		溝土	25.24
資源物	4,124.09	古紙回収	222.13
		紙パック	14.13
		缶	389.39
		びん	1,059.45
		ペットボトル	586.35
		廃乾電池	42.82
		プラマーク	1,742.31
		剪定枝	32.29
		廃家電	10.94
		てんぷら油	10.16
		ペットボトルキャップ	1.81
		蛍光管	1.49
		小型家電	10.82
合計			33,551.61 …d

ウ 処理量

表 5-1-9 処理量一覧

(単位：t)

可燃物 33,385.51	直営収集	10,494.66
	委託収集	13,158.81
	自己搬入	9,732.04
不燃物 6,536.86	直営収集	404.20
	委託収集	5,369.85
	自己搬入	762.81
資源物 9,892.24	直営収集	2,213.72
	委託収集	1,910.37
	自己搬入	527.82
	集団回収	5,240.33
合計		49,814.61 …e

(備考) 市民依頼分の廃家電については、環境省・一般廃棄物処理事業実態調査の単位重量を用いる
エ 原価

表 5-1-10 原価一覧

収集運搬経費	1 t 当り・・・ a/d	33,953 円
	1人当り・・・ a/人口	6,196 円/年 (516円/月)
	1世帯当り・・・ a/世帯	13,424 円/年 (1,119円/月)
処理処分経費	1 t 当り・・・ b/e	27,368 円
	1人当り・・・ b/人口	7,415 円/年 (618円/月)
	1世帯当り・・・ b/世帯	16,065 円/年 (1,339円/月)
収集運搬処理経費	1人当り・・・ c/人口	13,610 円/年 (1,134円/月)
	1世帯当り・・・ c/世帯	29,489 円/年 (2,457円/月)

(備考) 人口、世帯は令和3年10月1日現在 (183,865人 84,862世帯)
オ 原価の推移

表 5-1-11 原価の推移

(単位：円)

項目	年度	令和元年度	2年度	3年度
1 t あたり	収集運搬経費	30,850	31,466	33,953
	対前年比 (%)	-0.19	2.00	7.90
	処理処分経費	22,643	24,823	27,368
	対前年比 (%)	0.03	9.63	10.25
	収集運搬処理経費	53,493	56,289	61,321
	対前年比 (%)	-0.10	5.23	8.94
1 人あたり	収集運搬経費	5,847	5,978	6,196
	対前年比 (%)	0.17	2.24	3.65
	処理処分経費	6,601	7,010	7,415
	対前年比 (%)	-0.59	6.20	5.78
	収集運搬処理経費	12,448	12,988	13,610
	対前年比 (%)	-0.23	4.34	4.79

第2章 ごみ処理

1 処理計画

(1) 宇治市第3次ごみ処理基本計画

21世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めていくために、平成31年3月に「宇治市第3次ごみ処理基本計画」を策定しました。

ア 基本理念

共生の環～未来のために循環型社会を目指して～

イ 基本方針

(ア) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

(イ) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

(ウ) ごみの適正処理の推進

ウ ごみ減量化チャレンジ目標

表 5-2-1 ごみ減量化チャレンジ目標

目標年度	令和10年度
基準年度	平成29年度
家庭系ごみ	可燃ごみ及び不燃ごみの1人1日あたり平均排出量を8%削減 (平成29年度実績 436g/人・日→目標 400g/人・日)
事業系ごみ	1日あたり平均排出量を8%削減 (平成29年度実績 35.2t/日→目標 33.7t/日)
リサイクル率	25% (平成29年度実績 22.3%)
スローガン	考えよう! ごみの減量 宇治市の未来

エ 計画期間

令和元年度から概ね10年間

(2) ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

表 5-2-2 ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

目標値	基準年度	実績		目標年度
	平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
(1)家庭系ごみ(g/人・日)	436	468	447	400
(2)事業系ごみ(t/日)	35.2	27.8	28.6	33.7
(3)リサイクル率(%)	22.3	19.8	18.6	25.0



図 5-2-1 家庭系ごみの目標値と実績

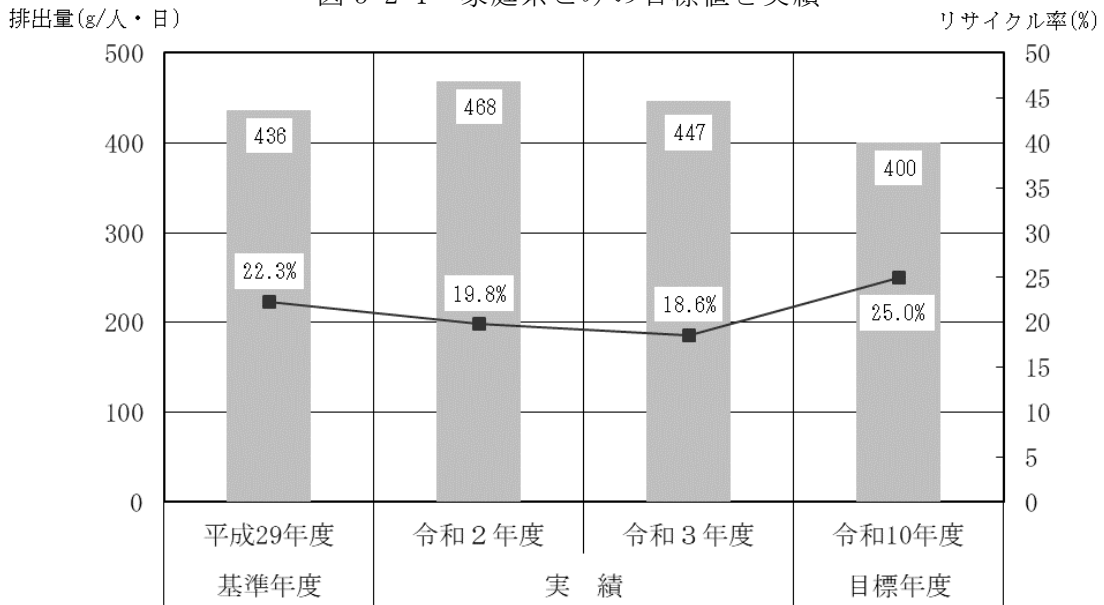
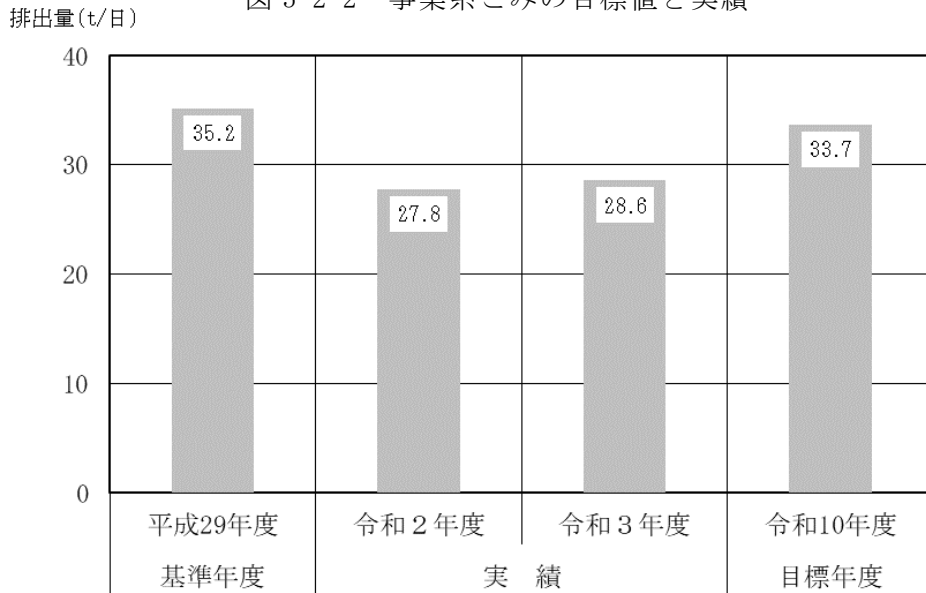


図 5-2-2 事業系ごみの目標値と実績



(2) 令和3年度一般廃棄物処理実施計画

表 5-2-3 令和3年度一般廃棄物処理実施計画

種		類	量
し	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,784 t/年
		不燃ごみ	6,450 t/年
		(小計)	30,234 t/年
し	事業系ごみ	可燃ごみ	10,226 t/年
		不燃ごみ	680 t/年
		(小計)	10,906 t/年
み	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,860 t/年
		その他資源ごみ	7,981 t/年
		(小計)	12,841 t/年
合計			53,981 t/年

(3) 収集運搬体制（令和3年度）

表 5-2-4 家庭系ごみ収集運搬体制（令和3年度）

区 分	収集形態	料金	収集回数	摘 要	
もえるごみ	直営（定点） 委託（定点）	無料	週 2 回	生ごみ、紙類、布類 落ち葉、草、木切れ等	
もえないごみ	直営（定点） 委託（定点）		週 1 回	金属類、プラスチック、陶器 小型家具、ガラス、灰等	
スプレー缶	直営（定点） 委託（定点）		週 1 回	もえないごみ収集時に別途回収	
資源ごみ	缶		直営（定点） 委託（定点）	月 2 回	飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶
	びん		直営（定点）	2 週 1 回	飲み物・食べ物のびん、ペットボトル 同じ日に別々の袋に入れて排出する
	ペットボトル		委託（定点）		
	プラマーク		直営（定点）	週 1 回	プラスチック製容器包装
	てんぷら油		直営 (拠点/11箇所)	週 1 回	植物性の油
	ペットボトルキャップ				飲料水等のペットボトルキャップ
	蛍光管				直管蛍光管・環形蛍光管
	小型家電			40 cm×20 cmの投入口に入る小型家電（36品目）	
紙パック	直営 (拠点/60箇所)	週 1 回	飲み物の紙パック（アルミコーティングされていないもの）		
乾電池	直営（定点） 委託（定点）	週 2 回	もえるごみ収集時に別途回収		
臨時ごみ	直営（戸別）	有料	随 時	一時多量ごみ、大型ごみ等 料金 250 円/100 ㍻毎	
古紙回収 (新聞・雑誌・段ボール・古布)	直営・委託 または 自治会等 (指定箇所)	—	月 1 回 以上	古紙回収について、民間業者と契約して宇治市と協定を結んだ自治会等に対して、報償金（5 円/kg）を支払う	
犬・猫等の死体	直営（戸別） 委託	有料	随 時	収集 犬…3,300 円（1 体） 猫等…2,200 円（1 体） 持込 犬…2,200 円（1 体） 猫等…1,100 円（1 体） ※飼い主のいない犬・猫等は無料	
溝 土	委託 (指定箇所)	無料	週 2 回	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会で清掃後に月・火曜日に回収	
廃家電 (義務外品)	直営（戸別）	有料	週 1 回	テレビ(液晶式・プラズマ式 H21.4 より)、冷蔵庫(冷凍庫 H16.4 より)、洗濯機(衣類乾燥機 H21.4 より)、エアコン リサイクル料金払込み後、宇治市が収集運搬料金 3,300 円（1 台）で収集	
廃パソコン (メーカー不存在)	直営（戸別）	有料	随 時	家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液晶ディスプレイ…4,400 円/台 CRTディスプレイ…5,500 円/台	

(備考) ふれあい収集は別途体制

(4) 保有車両（直営）

表 5-2-5 保有車両一覧（直営）

用途区分	車種	台数	備考
もえるごみ・プラマーク収集 （一部缶、乾電池、死獣収集 を含む）	2 t 塵芥車	21	回転板式・圧縮板式
	0.85 t ダンプ車	2	
	2 t 塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
もえないごみ収集 （臨時ごみ）	4 t 塵芥車	1	圧縮板式
	2 t 塵芥車	1	圧縮板式
	2 t ダンプ車	1	パワーゲート架装
拠点回収	2 t トラック	1	平ボディー
	0.85 t トラック	1	平ボディー
ふれあい収集	2 t トラック	2	平ボディー
その他	0.35 t 軽ダンプ車	5	
合計		36	

※環境教育用塵芥車（1台）を除く



2 t 塵芥車



4 t 塵芥車



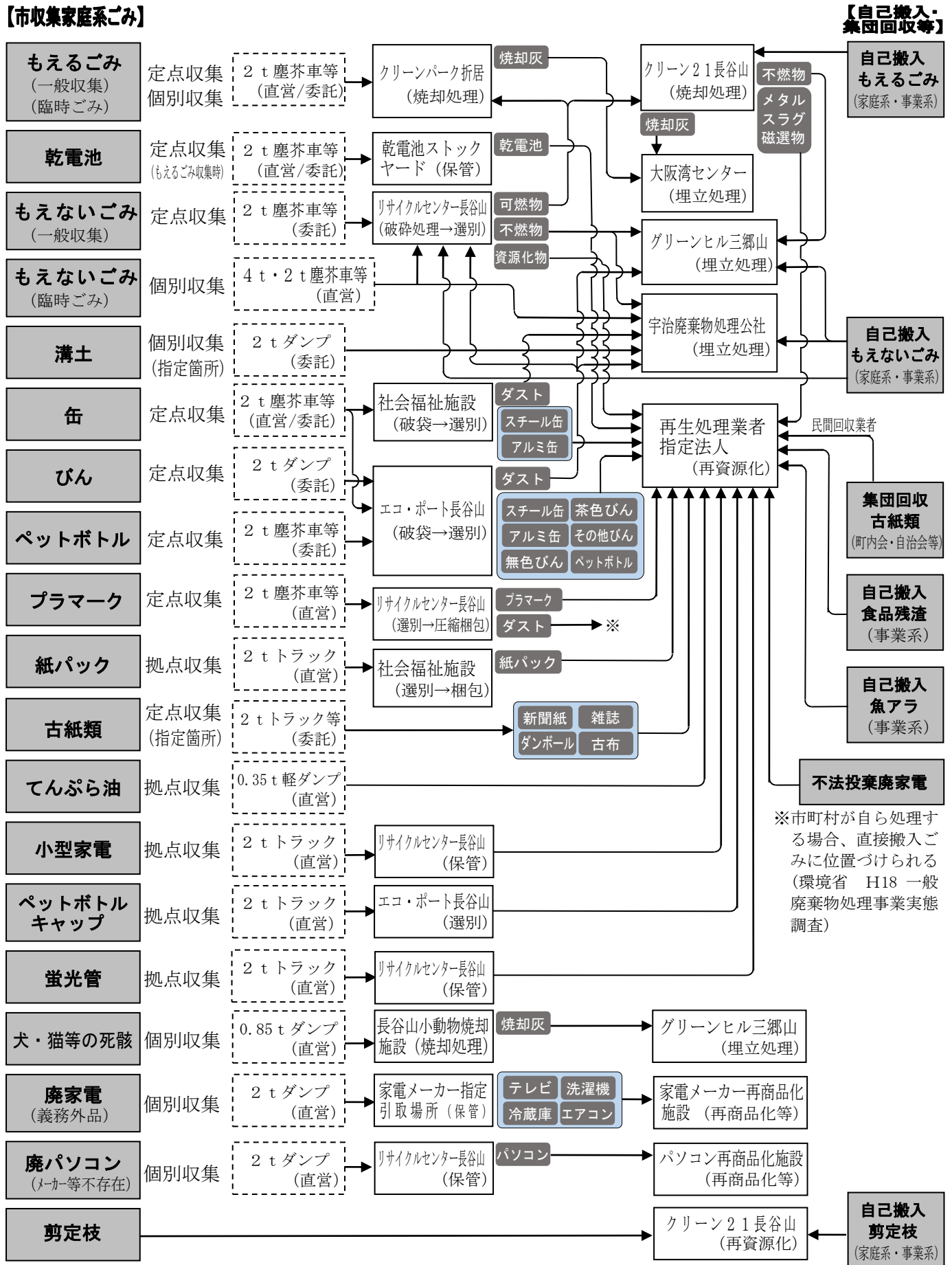
ふれあい収集用 2 t トラック



0.35 t 軽ダンプ車

(5) ごみ処理フロー図 (令和3年度末時点)

図 5-2-3 ごみ処理フロー図



※リサイクルセンター長谷山から発生するダストは選別後、焼却処理もしくは埋立処理を行っている。

2 処理実績

(1) もえるごみ

表 5-2-6 処理実績 (もえるごみ)

項 目		年 度				
		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
① 収 集 対 象 人 口 (人)		188,041	187,290	186,095	185,203	183,865
② 稼 動 日 数 (日)		259	258	260	259	259
③市収集量(t)	(a)家 庭 系 (一般・臨時)	23,670.88	23,281.64	23,219.71	24,173.74	23,653.47
	(b)事 業 系 (一般・臨時)	1,521.13	1,496.14	1,492.15		
	計	25,192.01	24,777.78	24,711.86	24,173.74	23,653.47
④1日当たり 収 集 量 (t)	(a)家 庭 系 (一般・臨時)	91.39	90.24	89.31	93.33	91.33
	(b)事 業 系 (一般・臨時)	5.87	5.80	5.74		
	計	97.26	96.04	95.05	93.33	91.33
⑤住民1人1日当たり排出量 (g)		344.88	340.57	340.91	357.60	352.45
⑥収集対象人口 の伸び	対前年比 (%)	-0.42	-0.40	-0.64	-0.48	-0.72
	指 数	100.00	99.60	98.97	98.49	97.78
⑦年間市収集量 の伸び	対前年比 (%)	-2.08	-1.64	-0.27	-2.18	-2.15
	指 数	100.00	98.36	98.09	95.96	93.89
⑧住民1人1日当 たり 排出量の伸び	対前年比 (%)	-1.67	-1.25	0.10	4.90	-1.44
	指 数	100.00	98.75	98.85	103.69	102.19

(備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在

2. 計算式 ④=③÷②, ⑤=③(a)÷①÷365(366)日

3. ⑤は事業系を除く。

4. 指数は平成29年度を100とする。

5. 古紙回収量を除く。

6. ③(a)には死獣(小動物)処理量を含む。

7. 事業系もえるごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



(2) もえないごみ

表 5-2-7 処理実績 (もえないごみ)

項目		年度		平成		令和		
				29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 収集対象人口				188,041	187,290	186,095	185,203	183,865
② 稼働日数	委託	(a)一般家庭系		258	257	259	258	258
		(b)臨時ごみ		259	258	260	259	259
	直営	(c)定期事業系		259	258	260		
③市収集量 (t)	直・委	(a)一般家庭系		5,652.13	6,289.67	6,327.47	6,416.27	5,344.61
		直営	(b)臨時ごみ (家庭系)	190.74	243.72	183.33	468.18	404.20
	(b)臨時ごみ (事業系)		35.32	33.91	33.84			
	(c)定期事業系		127.16	122.05	121.84			
	委託	(d)溝土回収		43.75	37.14	38.23	26.79	25.24
計				6,049.10	6,726.49	6,704.71	6,911.24	5,774.05
④自己搬入量 (t)	(a)自衛隊		4.28	5.46	6.33	8.21	7.38	
	(b)家庭系		396.03	605.17	1,051.58	557.29	569.44	
⑤1日当たり 収集量 (t)	直・委	(a)一般家庭系		21.91	24.47	24.43	24.87	20.72
		直営	(b)臨時ごみ (家庭系)	0.74	0.94	0.71	1.81	1.56
	(b)臨時ごみ (事業系)		0.14	0.13	0.13			
	(c)定期事業系		0.49	0.47	0.47			
計				23.28	26.01	25.74	26.68	22.28
⑥住民1人1日当たり排出量 (g)				90.96	104.50	111.12	110.21	94.26
⑦収集対象人口 の伸び	対前年比 (%)			-0.42	-0.40	-0.64	-0.48	-0.72
	指数			100.00	99.60	98.97	98.49	97.78
⑧年間市収集量 の伸び	対前年比 (%)			-1.97	11.20	-0.32	3.08	-16.45
	指数			100.00	111.20	110.84	114.25	95.45
⑨住民1人1日当たり 排出量の伸び	対前年比 (%)			-5.26	14.89	6.33	-0.82	-14.47
	指数			100.00	114.89	122.16	121.16	103.63

(備考) 1. 人口は、毎年10月1日現在

2. 計算式 ⑤=③÷②, ⑥=[③の(a)+③(b)(家庭系)+④]÷①÷365(366)日

3. ⑥は事業系を除く。

4. 指数は平成29年度を100とする。

5. 事業系もえないごみの市直営収集は、令和元年度をもって終了した。



(3) 可燃ごみ ごみ質調査

ア 組成分析 (乾燥重量)

表 5-2-8 可燃ごみの組成分析

(単位 : %)

品目	年度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
可燃物		70.37	75.81	77.78	72.26	75.72
紙類		42.82	41.80	46.26	37.65	43.62
厨芥類		8.47	9.22	6.93	5.72	9.66
繊維類		9.00	11.54	12.04	14.31	9.11
草木類		7.45	9.02	8.64	9.49	10.88
雑物 (5mm以上)		2.63	4.23	3.91	5.09	2.45
焼却不適物		23.03	19.60	18.99	23.19	18.74
ビニール・プラスチック類		22.67	18.32	18.69	21.68	18.58
ゴム類等		0.36	1.28	0.30	1.51	0.16
不燃物		6.60	4.59	3.23	4.55	5.54
金属類		1.17	0.75	0.47	0.36	1.53
ガラス・石類		1.04	0.29	0.21	0.16	0.58
雑物 (5mm以下)		4.39	3.55	2.55	4.03	3.43
合計		100	100	100	100	100

イ 成分分析 (含水率)

表 5-2-9 可燃ごみの成分分析

(単位 : %)

区分	年度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
水分		46.69	50.01	44.97	43.50	46.39
可燃物		47.07	44.30	50.42	50.59	46.73
灰分		6.24	5.69	4.61	5.91	6.88
合計		100	100	100	100	100

(4) 死獣（小動物）処理

市民の動物愛護の要望や飼主の心情を考慮して「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、昭和59年4月以降、回収後に火葬処理していました。その後、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「長谷山清掃工場小動物焼却施設」にて処理を行っています。

表 5-2-10 死獣（小動物）処理数 (単位：匹)

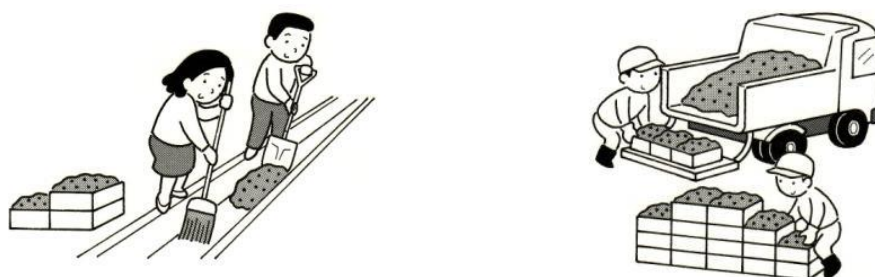
項目	年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
総処理数		1,271	1,158	1,078	1,096	1,011
犬	飼 犬	234	203	183	141	121
	野良犬	8	3	4	1	0
	(小計)	242	206	187	142	121
猫 小動物	飼猫等	248	227	218	218	216
	野良猫等	781	725	673	736	674
	(小計)	1,029	952	891	954	890
その他						

(5) 溝土回収

町内会・自治会等が溝掃除を実施する際は、事前の申し込みにより「溝土回収容器」を貸し出して、掃除の実施後に回収しています。

表 5-2-11 溝土回収量 (単位：t)

項目	年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
収 集 量		43.75	37.14	38.23	26.79	25.24
受付件数 (件)		601	610	561	513	356



(6) 乾電池回収

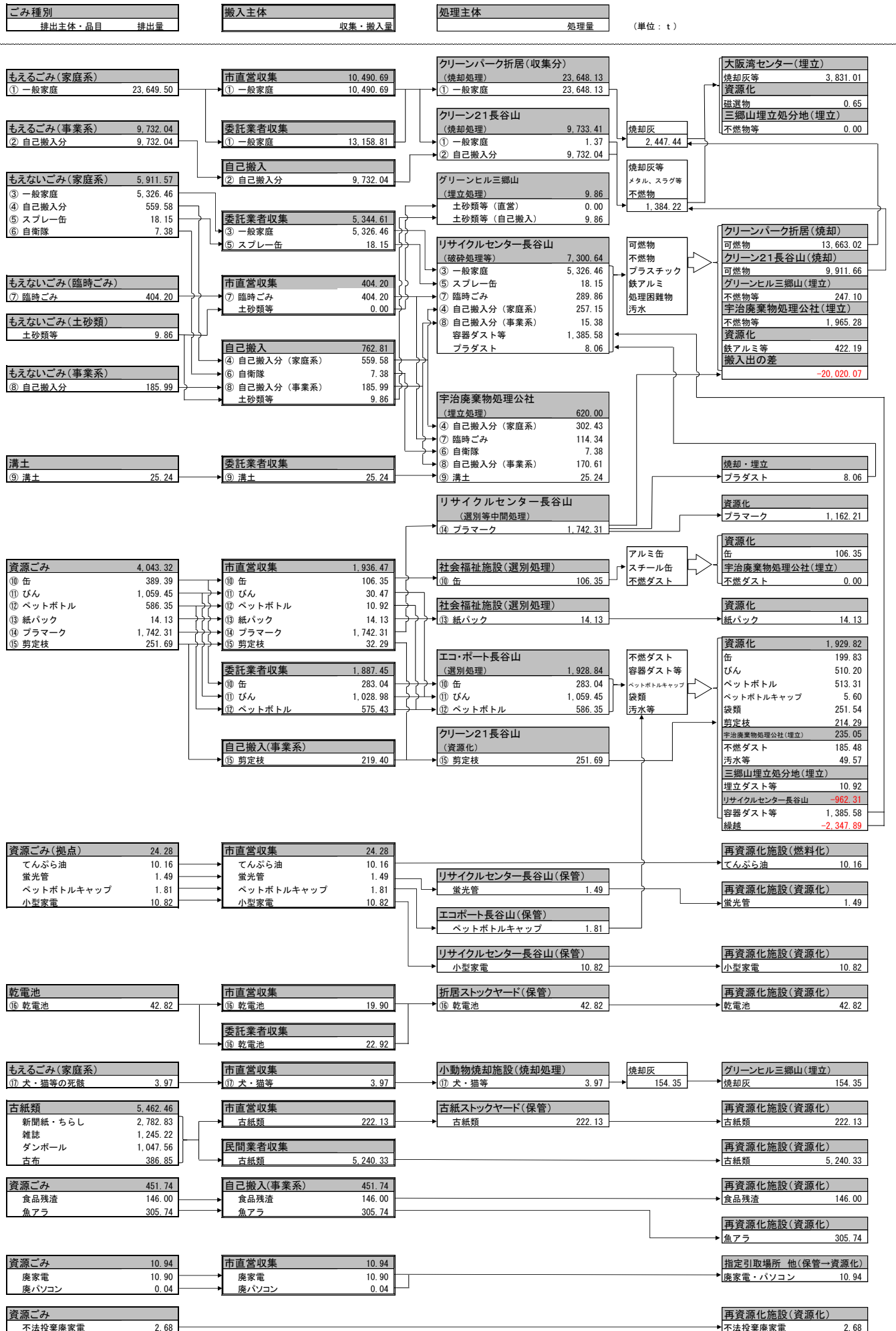
廃乾電池は昭和59年11月から、分別収集をおこなっており、『もえるごみ』の収集日に乾電池だけを、別の中身の見える袋で出してもらい、収集車の横の回収箱に集めています。回収後、専門処理工場で適正処理・再資源化しています。

図 5-2-12 乾電池回収量 (単位：t)

項目	年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
収 集 量		39.44	44.47	41.59	45.76	42.82

(7) ごみ処理量 令和3年度実績

図5-2-4 令和3年度ごみ処理量



3 古紙回収事業

ごみの減量と資源の有効利用（再生利用）の促進及びごみ問題解決への社会意識の高揚を図ることで、森林資源の保護と地球環境の保全に資するため、昭和50年8月から「古紙回収事業」を実施しています。回収品目は主として新聞紙・雑誌・ダンボール・古布等を対象としています。

当初は、宇治市と協定を結んだ自治会・町内会等の市民団体を対象に、「定点収集方式」で月1回、市が収集を行い、宇治再生資源事業協同組合に処理を依頼（平成15年度上半期まで売却処理手数料支払い）していました。

実施団体には、報償金として1kg当たり5円を交付していましたが、平成14年1月からは、民間古紙回収業者と回収契約を結んでいる市民団体も、宇治市と協定を結ぶことにより報償金の対象としました。

平成15年度までは、古紙回収事業を進める一方で「もえるごみ」としても収集を行っていましたが、平成16年度からは、「もえるごみ」として収集することを止め、民間古紙回収業者の活用を基本に古紙回収事業の全市拡大に取り組みました。なお、自治会組織等が無く古紙回収事業に取り組めない一部地域については、現在も宇治市が収集を行っていますが、報償金の支払い対象とはしていません。

表 5-2-13 古紙回収事業の概要

項目		年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
実施団体数	民間回収団体		537	539	539	544	543
	直営回収		221,660	224,400	222,580	231,890	222,130
古紙回収量 (kg)	民間回収		8,123,705	7,881,917	7,371,021	6,390,045	5,240,330
	合計		8,345,365	8,106,317	7,593,601	6,621,935	5,462,460
古紙回収量の伸び	対前年度比(%)		-2.46	-2.86	-6.32	-12.80	-17.51
	指数		100.00	97.14	90.99	79.35	65.46
報償金支払額 (円)			40,618,525	39,409,585	36,855,105	31,950,225	26,205,850

(備考) 指数は平成29年度を100とする



4 リサイクル事業

ごみの減量と資源の有効利用など、市民の高まってきたリサイクル意識に応えるため、リサイクル事業の試行を昭和 61 年 8 月より開始し、その後次第に対象区域を広げて、平成 8 年度末には 36 団体、約 12,700 世帯（市内約 1 / 5 の世帯対象）で実施しました。

試行期間の収集方法は、約 30 世帯で 1 定点の排出場所を設定してもらい、その箇所に品目毎のかごを収集日前日に配布し、収集日にかごと回収する方式（一部で袋回収も実施）で、試行期間の回収量累計は缶 672.34 t、びん 1,240.16 t、紙パック 48.18 t、合計 1,960.68 t でした。

平成 9 年度からは、平成 7 年 6 月に成立した「容器包装リサイクル法」の本格施行に合わせ、本市においても全市域を対象とした分別収集を開始しました。対象品目は、法による 4 種類 7 品目の、缶（アルミ缶・スチール缶）、びん（無色・茶色・その他）、ペットボトル、紙パック（拠点回収）としました。平成 13 年度からは、発泡トレイ類の分別収集も開始しました。また、平成 24 年 3 月からは、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管の分別収集を、平成 26 年 1 月からは小型家電の分別収集をそれぞれ拠点回収により実施しています。さらに、平成 27 年 1 月からはプラマーク（プラスチック製容器包装）の分別収集を開始しました。発泡トレイ類はプラマークにあたるため、プラマークと合わせて収集することになりました。

収集方法は、拠点回収を除いて袋回収とし、平成 24 年 10 月に導入した「指定ごみ袋制度」により、透明または白色の半透明としています。また、缶の分別・びんの色分けは中間処理段階で行い、市民の分別は求めています。

排出場所は、市内約 5,700 ヶ所のごみ収集場所、および拠点回収として紙パックは市内 60 箇所、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電は市内 11 箇所の公共施設等としています。

収集日は、「プラマーク」（週 1 回）・「缶」（月 2 回）・「びん・ペットボトル」（2 週 1 回）としています。

表 5-2-14 年度別資源ごみ収集量

（単位：t）

項目 \ 年度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
缶	345.38	338.16	343.48	380.56	389.39
びん	1,081.99	1,027.00	1,036.98	1,085.49	1,059.45
ペットボトル	512.22	516.41	558.66	583.27	586.35
プラマーク	1,673.85	1,631.19	1,585.47	1,698.47	1,742.31
紙パック	19.05	26.04	15.40	16.76	14.13
てんぷら油	10.34	10.04	9.42	9.90	10.16
ペットボトルキャップ	1.56	1.98	1.75	1.96	1.81
蛍光管	1.37	1.90	1.79	1.95	1.49
小型家電	6.81	7.71	6.83	8.49	10.82
合計	3,652.57	3,560.43	3,559.78	3,786.85	3,815.91

表 5-2-15 品目別資源ごみ収集実績

項目 \ 品目	缶	びん	ペット ボトル	プラマーク	紙パック	てんぷら油	ペット ボトル キャップ	蛍光管	小型家電	合 計
①収集量 (t)	389.39	1,059.45	586.35	1,742.31	14.13	10.16	1.81	1.49	10.82	3,815.91
②資源化量 (t)	306.18	510.20	513.31	1,162.21	14.13	10.16	1.81	1.49	10.82	2,530.31
資源化率 (%)	78.63	48.16	87.54	66.71	100	100	100	100	100	66.31

(備考) 資源化率=②資源化量÷①収集量

ただし、紙パック・蛍光管は資源化量を集計していない。ペットボトルキャップはエコポート長谷山、てんぷら油、小型家電は宇治市役所に一時保管し、再生処理業者に搬入している。よって、これらの品目の再資源化率は100%とする。

5 家電リサイクル収集運搬事業

平成13年4月の「家電リサイクル法」の施行により、「ブラウン管式テレビ」、「エアコン」、「冷蔵庫」、「洗濯機」の4品目については、従来の「もえないごみ」で処分するのではなく、家電小売店等が有料で引き取って、家電メーカーがリサイクルすることとなりました。ただし、市でも販売店の引取義務外品については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。なお、平成16年4月より冷凍庫が対象品目となり、平成21年4月からは、液晶及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機も対象品目となりました。

6 廃パソコン収集運搬事業

平成13年4月に「資源有効利用促進法」が改正され、パソコンメーカーに対してリデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計が義務付けられるとともに、事業系パソコンについては、メーカー等に対して回収・再資源化の義務が課せられました。

さらに平成15年10月からは、家庭系パソコンについても、メーカー等による回収・再資源化が義務付けられるとともに、自作パソコンや倒産メーカーのパソコン（メーカー等不存在パソコン）等については、「一般社団法人パソコン3R推進協会」が回収を行っています。本市でも自作パソコン等については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。

なお、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」の趣旨を踏まえて、本市においては、平成26年1月から36品目の小型家電を拠点回収しており、その中には家庭系パソコンも含まれています。

表 5-2-17 廃家電及び廃パソコン収集実績

区分		年度	平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度
テレビ	ブラウン管式		40	53	60	63	36
	液晶・プラズマ式		19	21	35	45	52
エアコン			4	5	12	17	13
冷蔵庫・冷凍庫			31	50	97	84	91
洗濯機			29	42	79	91	76
衣類乾燥機			6	1	10	0	1
パソコン			0	0	0	0	1
合計			129	172	293	300	270

7 廃食油の回収支援事業

平成 15 年 4 月より、市内の営利を目的としない団体で、家庭から出る廃食油を自主的に回収する団体に対して、回収資材（啓発のぼり・回収ポリ容器）を無償貸与しています。

8 ふれあい収集

平成 21 年度に、介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ（安否確認）を行う「ふれあい収集」を試行実施し、平成 22 年度より本格実施しています。

令和 2 年度からは対象者を拡大し、産後ケア事業の利用対象者が居住する世帯に対し、産前を含め新生児が満 1 歳を迎えるまで、「ふれあい収集」を実施しています。

令和 3 年度末時点で、469 世帯を収集対象としています。

9 指定ごみ袋制度

平成 24 年 10 月より、ごみ減量意識の向上、分別の徹底によるさらなる資源化の促進、排出方法の適正化と収集作業等の安全確保を目的に、指定ごみ袋制度を導入しました。市が指定するごみ袋とは、透明・白色の半透明で「中身の見える」一般に流通する市販品のごみ袋やその基準を満たしているレジ袋などです。

10 海外リユース事業

令和元年度から、ごみ減量を目的としたリユースの取り組みを強化し、「海外リユース事業」を開始しており、各家庭で不要になった衣類、靴、カバン、ぬいぐるみ等を回収し、海外でリユースしています。

令和 3 年度の回収量は 75.0 t となっています。

第3章 し尿処理

1 処理計画

し尿に関しては収集・運搬・処理及び手数料徴収に至るまで、城南衛生管理組合が業務を行っています。

(1) 収集・運搬計画

表 5-3-1 し尿収集・運搬計画

		収集の方法	実施主体	対 象
し尿	定期収集	おおむね 20 日毎	企業委託	一般家庭・事業所等
	臨時収集	申込みにより随時	企業委託	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合等
	災害収集	市町の要請により随時	直営・企業委託	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町で災害を認定した場合
浄化槽汚泥		許可企業への申込みにより随時	浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可を有するもの	浄化槽を使用するもの

(2) し尿収集委託企業

表 5-3-2 し尿収集委託企業

企 業 名	収 集 地 域
城南環境事業協同組合	管内全域

(3) 令和3年度し尿処理計画（宇治市）

表 5-3-3 令和3年度し尿処理計画

項 目	量 (kl/年)
し 尿	4, 3 8 9
浄 化 槽 汚 泥	1 3, 1 3 8
計	1 7, 5 2 7

(4) し尿収集届及び手数料

ア し尿収集届の提出を要する事項

表 5-3-4 し尿収集の届出を要する事項一覧

	し 尿 収 集 届		
	新 規	変 更	廃 止
届出必要事項	○転入の場合 ○転居の場合 ○世帯制・従量制により新たに くみ取りが必要になった場合 ※（門標の交付）	○代表者氏名・請求先 の変更があった場合	○転出、転居、下水道、 浄化槽設置等で、 くみ取りが不要に なった場合

イ し尿処理手数料

(ア) 手数料算定基準

表 5-3-5 し尿処理手数料算定基準

新 規	新たに収集の届出をした場合は、届出日の属する月の翌月から手数料を徴収する。
廃 止	収集を受けていた者が廃止の届出をした場合は、届出日の属する月については、手数料を徴収しない。

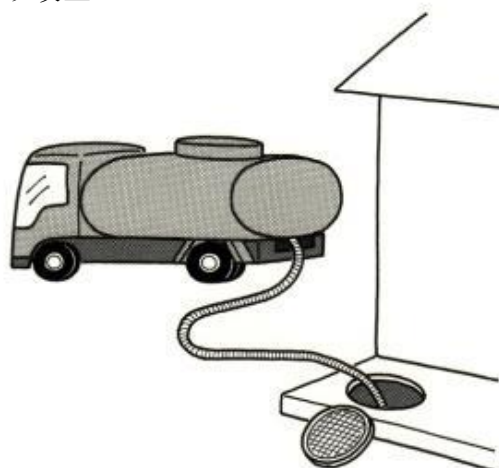
(備考) 世帯制に限る

(イ) 手数料表

表 5-3-6 手数料表

区 分	手 数 料 内 容
世 帯 制	1世帯につき月額 750 円（2 箇月まとめて徴収）
従 量 制	90 ㍻まで毎に 1,100 円
臨時収集	90 ㍻まで毎に 1,100 円
自己搬入	1,800 ㍻まで毎に 15,000 円

- (備考) 1. 世帯制は一般家庭、従量制は事業所等に適用
 2. 手数料表は平成 8 年 4 月 1 日より改正



2 処理実績

(1) し尿処理人口の推移（人口は毎年10月1日現在）

表 5-3-7 し尿処理人口の推移

(単位：人)

区分	年度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
行政区域内人口		188,041	187,290	186,095	185,203	183,865
計画処理区域内人口		188,041	187,290	186,095	185,203	183,865
計画収集人口		4,747	4,327	3,832	3,520	3,222
	世帯制	4,736	4,316	3,812	3,506	3,211
	従量制	11	11	20	14	11
水洗化人口		183,285	182,959	182,261	181,681	180,641
	下水道	148,189	150,593	153,549	155,782	156,976
	浄化槽	35,096	32,366	28,712	25,899	23,665
自家処理人口		9	4	2	2	2

図 5-3-1 令和3年度し尿処理人口グラフ

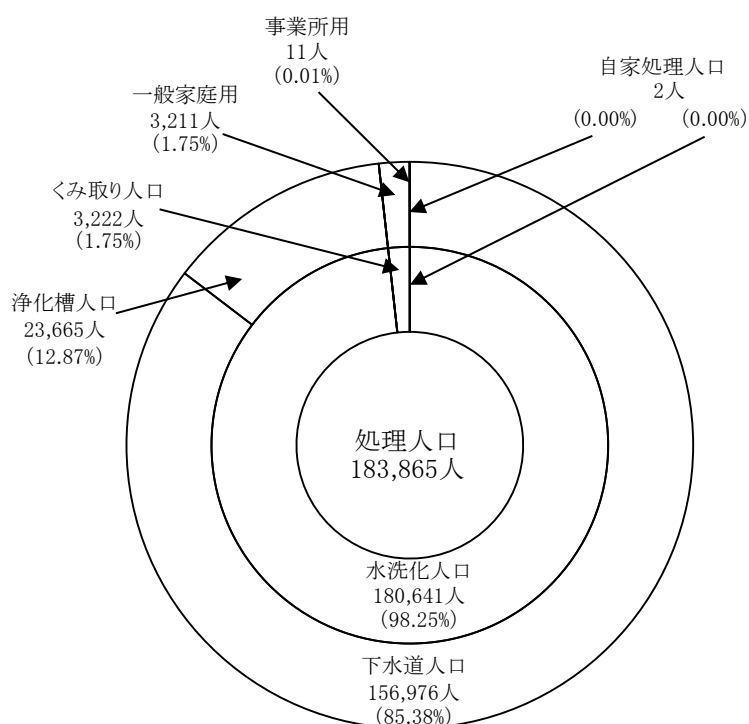
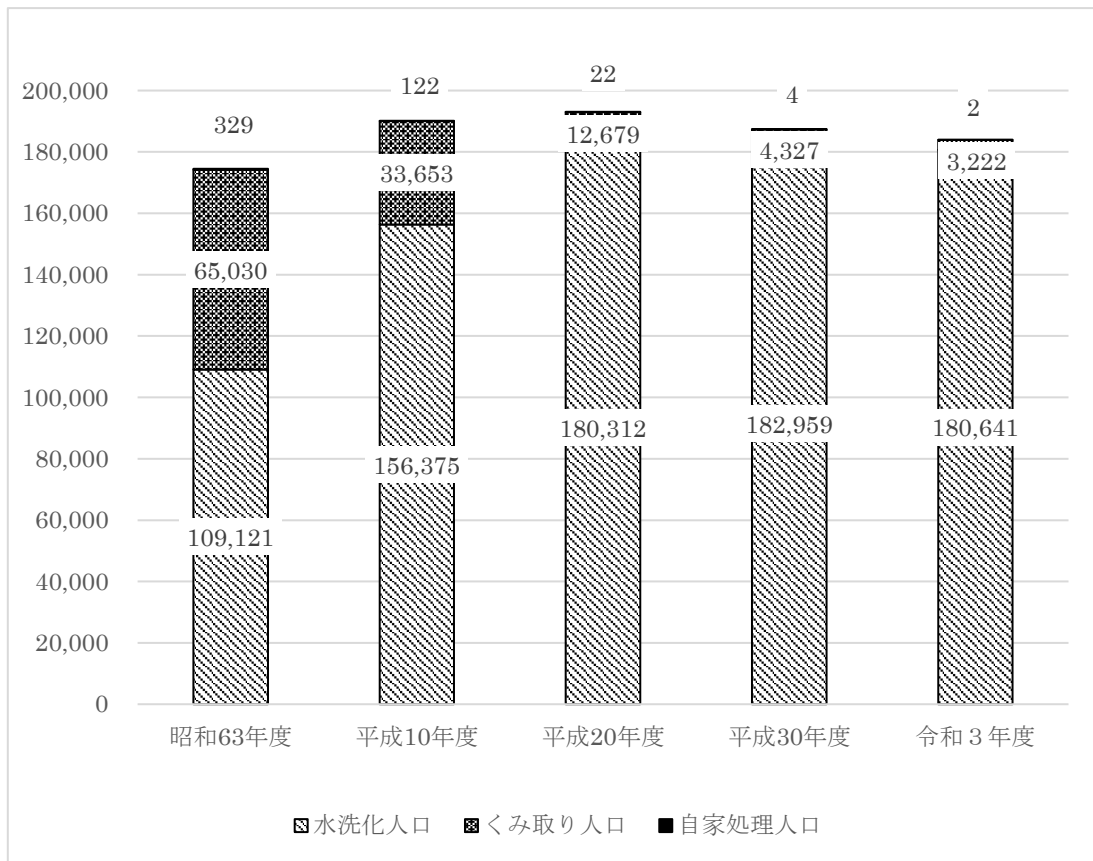


図 5-3-2 し尿処理人口推移グラフ

(単位：人)



(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (城南衛生管理組合)

表 5-3-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kl)

項目		年度	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
総処理量			39,395.87	36,982.32	34,765.79	33,150.57	30,432.70
搬入内訳	し尿		13,168.71	12,328.95	11,728.50	10,986.18	10,247.71
	委託収集		12,981.58	12,149.06	11,214.72	10,790.70	10,190.44
	直営収集		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自己搬入		187.13	179.89	513.78	195.48	57.27
浄化槽汚泥			26,227.16	24,653.37	23,037.29	22,164.39	20,184.99
市町村別内訳	宇治市		24,685.69	23,209.79	21,041.35	19,662.68	17,436.08
	城陽市		5,827.25	5,271.37	5,347.36	5,033.96	4,776.09
	八幡市		1,953.24	1,957.43	2,049.77	2,407.61	2,211.70
	久御山町		1,989.98	1,880.26	1,766.98	1,643.80	1,503.99
	宇治田原町		4,072.95	3,835.95	3,775.51	3,594.94	3,815.48
	井手町		866.76	827.52	784.82	807.58	689.36
	計		39,395.87	36,982.32	34,765.79	33,150.57	30,432.70

第4章 城南衛生管理組合

1 概要

(1) 所在地

京都府八幡市八幡沢1番地

(電 話 075-631-0771)

(F A X 075-631-7296)

(2) 沿革

昭和37年に隣接する市町1市4町(当時…宇治市・城陽町・八幡町・久御山町・宇治田原町)が共同によるし尿処理組合(「宇治市外4町し尿処理組合」)を設立しました。

その後、昭和39年11月に「城南衛生管理組合」と改称し、昭和43年に長谷山清掃工場が完成し、ごみの共同処理を始めました。また、昭和56年4月1日からは井手町の組織加入により3市3町で構成して、現在に至っています。

(3) 業務内容

し尿処理事業・・・収集・運搬・処理・処分・手数料徴収

ごみ処理事業・・・中間処理・処分

(4) 構成市町・人口等

表 5-4-1 城南衛生管理組合の構成市町等一覧

(令和3年10月1日現在)

市・町名	所在地		電 話	清 掃 担 当 部 署	
	世帯数	人口	面積(km ²)	1世帯あたり人口	人口密度(人/km ²)
宇 治 市	宇治市宇治琵琶 33		0774-22-3141	ごみ減量推進課	
	84,862	183,865	67.54	2.17	2,722.31
城 陽 市	城陽市寺田南堤下 1		0774-53-1400	環境課	
	35,106	75,333	32.71	2.15	2,303.06
八 幡 市	八幡市八幡園内 75		075-983-1111	環境業務課	
	33,419	70,013	24.35	2.10	2,875.28
久 御 山 町	久世郡久御山町島田ミスノ 38		075-631-6111	環境保全課	
	7,156	15,571	13.86	2.18	1,123.45
宇治田原町	綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1		0774-88-2250	建設環境課	
	3,772	9,019	58.16	2.39	155.07
井 手 町	綴喜郡井手町井手南玉水 67		0774-82-2001	産業環境課	
	3,461	7,196	18.04	2.08	398.89
合 計	167,776	360,997	214.66	2.15	1,681.72

2 処理施設

(1) 焼却施設

表 5-4-2 焼却施設の概要

項目 \ 名称	クリーン 21 長谷山	クリーンパーク折居
所在地	城陽市富野長谷山 1-270 TEL 0774-52-3581	宇治市宇治折居 18 TEL 0774-20-4799
処理対象	可燃性一般廃棄物（市町収集・許可収集・自己搬入）	可燃性一般廃棄物（市町収集）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 平成 23 年 4 月以降は灰溶融炉の稼働を停止	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	120 t / 24 h × 2 炉	57.5 t / 24 h × 2 炉
敷地面積	27,287.4 m ²	30,237.5 m ²
竣工	平成 18 年 8 月	平成 30 年 3 月

(2) 破碎施設

表 5-4-3 破碎施設の概要

項目 \ 名称	リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設）
所在地	城陽市富野長谷山 1-270 TEL 0774-53-3581
処理対象	粗大ごみ、不燃性一般廃棄物等（市町収集・許可収集・自己搬入）
処理方式	二軸低速回転式＋縦型高速回転式
処理能力	60 t / 日
選別点数	5 種（可燃物・不燃物・プラスチック・鉄・アルミ）
敷地面積	27,287.4m ² （クリーン 21 長谷山敷地内）
竣工	平成 27 年 3 月

(3) し尿処理施設

表 5-4-4 し尿処理施設の概要

項目 \ 名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢 1 TEL 075-631-5174
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	前処理＋希釈＋公共下水道排水
竣工	平成 9 年 2 月

(4) 資源化施設（選別施設）

ア 工場棟

表 5-4-5 工場棟の概要

項目	名称	エコ・ポート長谷山 (再資源化施設)	リサイクルセンター長谷山 (プラスチック製容器包装資源化施設)
所在地		城陽市富野長谷山 1-270 TEL 0774-58-0550	城陽市富野長谷山 1-270 TEL 0774-53-3581
処理対象		缶・びん・ペットボトル・紙パック	プラスチック製容器包装
処理能力		46 t / 日	17 t / 日
敷地面積		27,287.4m ² (クリーン 21 長谷山敷地内)	
竣工		平成 11 年 1 月	平成 27 年 3 月

イ リサイクル工房

表 5-4-6 リサイクル工房の概要

項目	名称	エコ・ポート長谷山 (リサイクル工房)	
所在地		城陽市富野長谷山 1-270	TEL 0774-56-5556
内容		1 階	2 階
		<p>【自転車工房】 家庭で不用になった自転車を回収、希望者が再生自転車として組立するコーナーや自分の自転車を持ち込み修理できるコーナーがあります。</p> <p>【衣服工房】 各家庭から提供された衣服や着物を日常的に展示し、譲渡しています。 和布を使った小物作り等が楽しめる衣服のリサイクル教室があります。</p>	<p>【ガラス工房】 構成市町から搬入された資源ごみ等を使い、電気炉細工・バーナー細工・砂吹き細工の 3 種類のガラス体験が出来ます。</p> <p>【リサイクル教室】 剪定枝を使った木工教室や資源ごみの工作教室を開催しています。</p> <p>【リフォーム教室】 不用となった着物を使って、靴や洋服のリフォーム教室を定期開催しています。</p>

(5) 最終処分場

表 5-4-7 最終処分場の概要

項目	名称	グリーンヒル三郷山
所在地		久御山町佐古梶石 1-3 TEL 0774-28-5353
処理内容		一般廃棄物最終処分場
排水処理方式		生物処理 + 高度処理
排水処理能力		100m ³ / 日
埋立面積		17,000 m ²
埋立容積		200,000m ³
竣工		平成 13 年 3 月

第5章 一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

1 概要

(1) 沿革

宇治市の清掃行政と対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物及び埋立可能な産業廃棄物の埋立処理を行う為に、企業の参加を得た第3セクター方式で昭和52年7月14日に京都府知事の許可により、「財団法人宇治廃棄物処理公社」を設立しました。また、昭和53年6月1日に産業廃棄物処理業の許可を得て事業を開始、平成25年4月1日より一般財団法人に移行し、今日に至っています。

(2) 業務内容

廃棄物の埋立処分業務

(3) 処理施設

表 5-5-1 処理施設の概要

項目	名称	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地		宇治市池の尾仙郷山6番地2 TEL 0774-21-4048
事業の範囲		(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 ①燃え殻 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨鉱さい ⑩がれき類
埋立方式		コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排水処理		凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着390m ³ /日（第3期は140m ³ /日）
埋立面積		78,479m ²
埋立容量		972,571m ³

(4) 料金表

表 5-5-2 料金表

(100kg 毎 税込)

区分	取り扱い区分	処分（受入）料金
一般廃棄物	家庭系	1,562円
	事業系	1,562円
産業廃棄物	廃プラスチック類を除く許可取得品目	2,090円
	廃プラスチック類	3,135円
	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	2,618円
	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	3,135円
	処理困難物	3,135円
	非飛散性アスベスト廃棄物	5,236円
処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単位料金額を乗じて得た額とする。100kgに満たないときは、その単価とする。		

2 搬入実績

(1) 年度別搬入量

ア 一般廃棄物

表 5-5-3 一般廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位：t)

項 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	4,283	6,241.16	3,341	5,218.59	3,855	5,756.22
(火災廃棄物(減免))	(24)	(60.94)	(80)	(232.07)	(168)	(423.13)
(クリーン宇治運動収集廃棄物)	(6)	(0.15)	(6)	(0.28)	(4)	(0.19)
(不法投棄他収集廃棄物)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(備考) () は総搬入量の内数

イ 産業廃棄物

表 5-5-4 産業廃棄物の年度別搬入量

(搬入量単位：t)

項 目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	4,399	2,321.77	5,760	2,969.78	8,558	4,710.29
廃プラスチック類	1,998	986.43	1,546	725.73	1,104	542.91
紙くず	1	0.56	0	0	0	0
木くず	11	5.07	26	11.61	18	5.21
金属くず	4	0.40	8	2.62	7	1.23
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	20	5.00	11	5.12	36	36.81
がれき類	27	33.84	38	56.37	23	24.98
廃プラ類を除く混載	190	135.32	112	82.54	62	60.92
廃プラ類を含む混載	2,119	1,131.23	3,998	2,065.89	7,289	4,030.41
処理困難物	10	4.29	1	2.30	0	0
非飛散性アスベスト	19	19.63	20	17.60	19	7.82

